

特別支援教育

1 特別支援教育の推進について

(1) 国の動向

ア 学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令の改正が行われた。

【改正の概要】

- ・視覚障がい者等について、特別支援学校への就学を原則としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。
- ・視覚障がい者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校、又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

(2) 本道の取組

ア 「北海道教育推進計画」（第四次北海道教育長期総合計画）の改定（平成25年3月）

平成25年度から29年度までの5か年における個別・具体的な教育施策をまとめた「北海道教育推進計画」では、特別支援教育に関する施策の概要や、施策の対応方向及び主な取組、目標指標について、次のとおり改定を行った。

【施策の概要】

障がいのある幼児児童生徒が、自立や社会参加をめざして、心豊かにたくましく育つことができるよう、保護者、道民に対して特別支援教育に関する理解を深めながら、特別支援学校や幼稚園、小・中学校、高等学校等における教育の充実を図るとともに、関係機関と連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

【施策の対応方向及び主な取組（高等学校に関する内容の抜粋）】

施策の対応方向	主な取組
一貫した支援をめざした特別支援教育の推進 ① 学校が保護者や医療、保健、福祉、労働の関係機関等と連携した「個別の教育支援計画」の作成・活用と、学校間等における「個別の教育支援計画」などの円滑な引き継ぎを図ります。	・教育、保健、医療、福祉、労働等の関係者による特別支援連携協議会の開催 ・特別支援教育充実セミナーの開催 ・個別の教育支援計画作成・活用に関する実践研究と成果の普及
幼稚園、小・中学校、高等学校等における特	

別支援教育の充実	
① 障がいのある幼児児童生徒の実態把握を行い、指導や支援の充実を図ります。	・特別支援教育充実セミナーの開催 ・スーパーバイザーによる各学校への指導・助言の充実
② 専門家チームや特別支援学校、関係機関との連携を図るなど、指導や支援の充実を図ります。	・専門家チームによる巡回相談の実施
③ 障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の相互理解を促進するため、交流及び共同学習の一層の充実を図ります。	・各種研修会等における成果の普及 ・交流及び共同学習の充実に向けた指導 ・助言
④ 高等学校に在籍する障がいのある生徒への支援を促進します。	・高等学校と特別支援学校との連携による支援の充実

【目標指標（高等学校に関する内容の抜粋）】

指 標	「個別の教育支援計画」を就学先や進学先等への引継ぎに活用している学校の割合	
年 度	平成24年度（基準年度の状況）	平成29年度（目標年度の状況）
割 合	32.1%	100%

イ 「特別支援教育に関する基本方針」の改定（平成25年3月）

本方針は、本道における特別支援教育を推進するため、「北海道教育推進計画」を基本として、平成20年度から概ね10年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものであり、社会状況の変化や国の施策の動向等を踏まえ、次のとおり改定を行った。

【本道における特別支援教育の基本的な考え方と方向性】（第1章の4）

基本的な考え方	方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある幼児児童生徒が、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を推進します。 ・できる限り身近な地域において、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる体制を整備し、心豊かに、たくましく育つようきめ細かな教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した支援を目指した特別支援教育の推進 ・幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実 ・特別支援学校における特別支援教育の充実 ・高い専門性に基づく特別支援教育の推進

【高等学校における障がいのある生徒への指導の充実】（第3章の3）

- ・各学校においては、校内委員会や特別支援教育コーディネーターが中心となり、全校的な協力体制の下、在籍する生徒の実態の把握を行い、保護者や地域の関係機関等と連携して、教育上特別な支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。
- ・地域における専門家チームや巡回相談、教育局のスーパーバイザーを活用するとともに、特別支援学校との連携を図るなどして、青年期における課題も踏まえて、個

別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、指導や支援の充実を図ります。

- ・ 学校生活や学習活動の支援等を行う特別支援教育支援員の配置や必要な施設・設備の整備など、生徒の必要とする支援に応じた教育環境の整備に努めます。
- ・ 福祉、労働等の関係機関、企業及び特別支援学校等と連携しながら、キャリア教育を推進するとともに、就労支援の充実を図ります。
- ・ 特別支援学校と連携して、学校行事や教科等の授業を実施するなど、交流及び共同学習を推進します。

ウ 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」(道教委)

高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校のうち、教育上特別な支援を必要とする生徒の人数や支援の内容、教員の配置数などを考慮し、道内の高等学校8校に特別支援教育支援員を配置している。

エ 「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査

高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒の状況を把握し、各学校の指導の充実に生かすことを目的として、全ての道立高等学校を対象に、平成25年2月に現2年生以上、6月に現1年生を対象として実施した。(本調査の結果は136ページに掲載)

オ 特別な支援を必要とする障がいのある生徒の出願に係る相談窓口の開設

中学生や保護者、中学校等から、高校入学後の配慮や支援の内容についての問い合わせや相談が多く寄せられていることから、平成25年3月に、高校教育課内に相談窓口を設置した。

【高等学校入学者選抜における特別な配慮についての相談窓口】

高校教育課普通教育指導グループ 011-204-5764 (直通)

2 本道の高等学校における状況

(1) 平成24年度特別支援教育体制整備状況調査結果(文科省)

国の「平成24年度特別支援教育体制整備状況調査」によると、本道の公立高等学校は、次の項目で全国平均を上回っているが、小・中学校(全国)と比べると、個別の指導計画の作成では、大きな差がある。

	高校(本道)	高校(全国)	中学校(全国)	小学校(全国)
校内委員会の設置	100.0	99.0	99.9	99.9
実態把握の実施	100.0	85.0	97.3	98.8
コーディネーターの指名	100.0	99.8	99.9	99.9
個別の指導計画の作成	55.7	27.7	86.1	91.2
個別の教育支援計画の作成	49.4	23.9	70.3	72.0
巡回相談員の活用	70.9	47.2	69.3	83.1
専門家チームの活用	36.7	31.2	47.7	56.6

(2) 「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」調査結果
(道教委)

ア 該当校数、生徒数

調査対象学年	学 校 数 (*1比率)		人 数 (*2比率)	
	H25	H24	H25	H24
第1学年	81校 (34.2%)	77校 (32.0%)	211人 (0.7%)	177人 (0.6%)
第2・3・4学年	123校 (50.8%)	123校 (50.0%)	436人 (0.7%)	485人 (0.7%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校としてカウントしている。

*2：生徒数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

イ 調査結果のポイント

今回の調査結果は対象となる生徒が異なることから、昨年度の調査結果と一概に比較できないが、学校数・人数の割合は、それぞれ昨年度とほぼ同じである。

【参考】【発達障がい等の生徒の中学校卒業後の進路について】

「高等学校における特別支援教育の推進について」（平成21年8月「高等学校における特別支援教育の推進について」特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ報告）から抜粋

- 文部科学省の全国調査によると、調査対象の中学校3年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしているとのデータが得られている。
- このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すると生徒総数の約2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況がうかがえる。

3 高等学校における特別支援教育の充実に向けた取組

(1) 個別の教育支援計画の策定と活用

「個別の教育支援計画」は、発達障がいを含む障がいのある生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握して、長期的な視点に立って一貫した教育的支援を行うため、保護者はもとより、教育、医療、福祉、保健、福祉、労働等の関係機関等の密接な連携を図りながら作成するものである。

支援計画は、生徒・保護者の承諾を得て作成するとともに、支援計画の活用に際しては、生徒・保護者に活用の目的、方法等について具体的に説明し、理解を得ること。また、支援計画を踏まえて「個別の指導計画」を作成し、生徒一人一人の障がいの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが大切である。

＜個別の教育支援計画の策定＞

個別の教育支援計画（例）

氏名 ○○○○ 性別 ○ 道○○高等学校
 作成者 担任 ○○○○ 月○○日（ . . 修正）

○ 本人・保護者の希望

生徒	現在の希望	将来の希望
生徒	卒業後は、介護に関わる仕事に就くことを希望している。	一人で自立して生活したいと考えている。
保護者	自宅から通える職場に就職させたいと考えている。	町内で就職して、人と交わる社会的生活を規則的に送ってほしい。

○ 課題の設定の理由

本生徒は、規律を守り、友だちと協力して集団生活を送ることができるが、自分の気持ちや要求を素直に言葉で伝えるため、誤解を受けたり対人面でトラブルを起こしたりすることがある。本生徒及び保護者は、卒業後、就職を希望しているため、集団生活や地域とのかわりを通して、自分の役割と他者との関係を理解し、社会参加の基盤を培うマナーや社会性を身に付け、良好な対人関係を身に付ける必要がある。さらに、働くために必要な体力・精神力を養い、就職に向けての意欲・態度・技能を育てる必要がある。これらのことから、以下の課題を設定する。

○ 課題・支援の目標

課題	支援の目標（長期）
① 集団生活の中で良好な対人関係を身に付け、生活経験を広げることが必要である。	学校や地域において、様々な人と適切に交流できるマナーや社会性を身に付ける。
② 働く意義を理解し、働く意欲や必要な知識、技能を身に付ける必要がある。	地域社会に触れ合う機会を多くしたり、卒業後の進路を見据えたインターンシップを通して、就労に向けての意欲・態度・技能を育てる。

○ 支援内容・機関等

支援の目標(短期)	支援内容	支援機関・連絡先	評価時期	評価
① 集団活動や社会体験に必要なあいさつや報告など、場に応じた会話ができる力を身に付ける。	年間10回の「土曜ボランティア学習塾」に参加するなど、他者と関わる機会を増やし、社会性を育てようとする。 5日間の福祉施設でのインターンシップについての体験報告会を行うなどとして、事前で話す機会を増やし、会話を身に付ける。	〇〇市「ボランティアセンター」 担当 〇〇〇〇 ☎000-0000 社会福祉法人〇〇団 担当 〇〇〇 ☎000-0000	最終会に合わせて実施（3月） インターンシップ体験報告会終了後	
② 卒業後の福祉的就労に向け、自ら働くための知識・態度・技能を身に付ける。	5日間の福祉施設でのインターンシップを通して、就労意欲・技能・態度を身に付けられるような機会を設ける。 特別支援学校での実習を通して、障がいについての理解を深めるとともに、社会に出て働く意欲を高める。	社会福祉法人〇〇団 担当 〇〇〇〇 ☎000-0000 〇〇高等養護学校 担当 〇〇〇〇 ☎000-0000	インターンシップ体験報告会終了後	

○ 支援機関の連携

項目（会議等）	連携機関(担当者)	内容	備考
個別の教育支援計画策定会議	保護者、担任、学年主任、養護教諭	個別の教育支援計画についての支援内容及び評価時期等の確認。 学校での具体的な支援については、個別の指導計画を立案。	評価の時期は3月に行うことを確認。
職業相談	公共職業安定所 担任、進路指導部	本生徒の進路に対する心構えを確認し、適正な進路の方向づけを行った。	

支援内容、担当機関等の明確化

課題設定の理由の明確化

課題に対応した支援目標の設定

担当者との協議内容などを記入。

保護者や担当者との面談内容や保護者の意見などを記載。

【「個別の教育支援計画」の作成に当たっての留意事項】

- ① 生徒・保護者の希望を確認
一人一人の生徒の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援を行うため、生徒・保護者の希望を的確に把握し、計画に記載する。
- ② 課題設定の理由の明確化、及び課題に対応した支援目標の設定
課題を明確にすることで、生徒の教育的ニーズを具体化するとともに、支援の目標を適切に設定することができる。なお、目標に基づく支援は、担任のほか、関係者が連携して取り組めるよう工夫することが大切である。
- ③ 支援内容、担当機関等の明確化
必要とされる支援について、教育、医療、保健、福祉、労働、家庭等の各支援者（機関）の役割と支援内容の調整を図った上で、計画的に支援を行うことが大切である。

【参考情報】各学校で個別の教育支援計画を策定する際の参考として活用願います。

「個別の教育支援計画モデル」（平成17年4月、道教委作成）

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetsunokyokuikusenkeikaku.htm>

(2) 関係機関との連携

高等学校においては、障がいのある生徒の学校生活における支援や配慮はもとより、卒業後の就職や進学、進路先での生活等を見通した指導が大切であり、こうした観点から、関係機関との密接な連携が一層求められる。したがって、各学校において、次のような「相談支援機関一覧」を作成するなどして、学校や保護者が相談できる窓口を日頃から整理することが大切である。

平成25年度「北海道〇〇高校 相談支援機関一覧」(例)

作成のポイント

- ① 相談支援を受けることができる関係機関ごとに整理する。
- ② 全国、道内、管内、市町村ごとに整理する。
- ③ 各機関の住所、電話番号、URL、担当者、主な相談支援の内容等を掲載する。

保健福祉機関

【道内】

- 北海道心身障害者総合相談所
住所：札幌市中央区円山西町2丁目1番1号
電話：011-613-5401
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sss/>
・医学的、心理学的等の見地から検査・判定
- 発達障害者支援センター（道内4カ所）
・地域生活支援体制の構築に向けた支援

【管内】

- 北海道〇〇児童相談所
・相談内容に応じた必要な助言や専門機関の紹介
・療育手帳の交付
- 障がい者総合相談支援センター（各支庁）
・圏域での地域生活支援体制の構築に向けた支援
- 市町村の保健福祉課、保健福祉事務所 等
・福祉制度等についての相談

医療機関

- 〇〇病院
・発達障がい等の診断・診療

労働・進学関係の機関

【全国】

- 大学入試センター
・障がい等による受験特別措置に関する相談

【道内】

- 障がい者就業・生活支援センター（道内11カ所）
・就労と生活の相談

【管内】

- ハローワーク〇〇
・専門機関等の紹介や相談

教育関係の機関・学校

【道内】

- 北海道立特別支援教育センター
住所：札幌市中央区円山西町2丁目1番1号
相談電話：011-612-5030
URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>
・教員の専門性の向上を図る研修や研究
- 国や道の研究指定校（〇〇高等学校）
・学習指導等についての相談

【管内】

- 〇〇教育局管内特別支援連携協議会
・巡回相談員の活用
- 北海道〇〇養護学校等（特別支援学校）
・校内研修の講師派遣
・発達障がいを含む障がいに関する相談
- 〇〇中学校
・生徒の中学校での状況等についての情報交換

その他の機関・団体

【全国】

- 全国LD（学習障害）親の会
住所：東京都渋谷区代々木2-26-5
バロール代々木415
電話：03-6276-8985
URL <http://www.jpald.net/>
・発達障がいのある人の保護者の連携

【道内】

- 北海道社会福祉協議会
住所：札幌市中央区北2条西7丁目
北海道社会福祉総合センター
電話：011-241-3976
URL <http://www.dosyakyo.or.jp/>
・障がい者等の地域定着の推進